

住宅宿泊事業法に基づく条例に関する有識者会議第1回における

主な意見要旨（平成29年8月30日）

- 住居専用地域での制限を検討すべき。生活環境を守らなければならない。
- マンション管理組合のアンケートでは、騒音やゴミ出しの規制を守らない、見知らぬ人の出入りで生活が不安等の問題が生じているとの回答もある。
- 海外の事例を考えると民泊はテロの温床になりかねない。そういったトラブルによる観光業へのダメージは大きいと懸念している。
- 民泊の中でも農家に宿泊し農業の体験をする「農家民泊」やホテル・旅館が提供できないホストや地域との交流が楽しめる「ふれあい民泊」は推進すべきだ。
- 家主不在型の民泊の管理体制や180日の営業日数制限をどう管理するのか課題がある。
- 既存のホテル・旅館業との公平、公正な競争条件やホテル・旅館業の稼働状況にも留意してほしい。
- 外国人観光客は2020年までに4千万人。宿泊施設は足りない。そこを踏まえた上で、闇民泊は絶対禁止。ルールをきちんと決めるべき。
- 住宅宿泊事業法第18条に基づき、区域を定めてどこまで日数を制限するかということについての議論をしなければならない。
- 法律の良し悪しが議論の対象ではなく、運用によって、いかに効果的、効率的に道民の福祉、生活の安定のためになるかというのを議論すべきだ。
- 法律がきちんと運用されれば騒音問題は極端に減るのではないか。
- 条例を定めなくてもよい場合もあるのではないか。また、条例で日数制限を行うのは、その区域に特殊性があった上での安全な生活環境を前提にしなければならない。
- 地域によって制限に対する考え方は異なる。市町村への意見聴取など、地域の実情を踏まえて検討するべきである。
- 不動産業界としては適正な民泊を行うよう、不動産業者に情報を周知したい。
- 条例をつくる行政庁としては、住宅宿泊事業法第18条に記載のある、事業を実施する期間の制限をする際の、「合理的に必要と認められる限度」について、根拠を持って考えていきたい。
- 観光素材はあっても泊まる施設がない地域では民泊は有効である。
- 若年層の日本人にも、新たな旅のスタイルとして民泊のニーズがあり、良質な民泊は必要である。

以上